

意見募集を行った総務省政策評価基本計画案からの一部変更

平成24年3月31日から同年4月13日までの間、意見募集を行った「総務省政策評価基本計画案」について、御意見等を踏まえ、規定の明確化のため、以下のとおり変更した。

変更箇所	変更前	変更後
第2章第2節	第2節 政策評価の方式等	第2節 政策評価の方式
第7章	<p>第7章 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p> <p>政策評価は、政策のマネジメント・サイクルにおいて、広範な視点からできる限り客観的なものとして実施されることを確保することにより次の政策に活かされ、政策の質を高める<u>との観点から</u>、政策評価の実施に当たっては、政策評価制度、評価対象政策等について専門的知識を有する学識経験者や実践的知識を有する者等（以下「学識経験者等」という。）の協力を得ることが重要である。</p> <p>具体的には、政策評価による政策のマネジメント・サイクルの在り方、総務省の主要な政策の基本目標等の設定、政策評価結果の取りまとめ等様々な段階において、学識経験者等から個別に意見を聴取するなどにより積極的にその知見を活用する。</p>	<p>第7章 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p> <p>政策評価は、政策のマネジメント・サイクルにおいて、広範な視点からできる限り客観的なものとして実施されることを確保することにより次の政策に活かされ、政策の質を高める<u>ことに意義がある</u>。したがって、政策評価の実施に当たっては、政策評価制度、評価対象政策等について専門的知識を有する学識経験者や実践的知識を有する者等（以下「学識経験者等」という。）の協力を得ることが重要である。</p> <p>具体的には、政策評価による政策のマネジメント・サイクルの在り方、総務省の主要な政策の基本目標等の設定、政策評価結果の取りまとめ等様々な段階において、学識経験者等から個別に意見を聴取するなどにより積極的にその知見を活用する。</p>
第8章第2節	第2節 具体的な仕組み等	第2節 具体的な仕組み